

名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

令和3年6月
名護市（子育て支援課）

(募集要項)

目 次

1	施設の概要	1
2	管理の基本的事項	1
(1)	管理基準	1
(2)	指定管理者が行う業務	2
(3)	利用料金に関する事項	2
(4)	管理に要する経費	3
(5)	指定期間	3
(6)	指定管理者と市との業務役割分担	3
(7)	その他の指定管理者の役割	4
(8)	指定管理業務が継続困難になった場合の措置	4
3	申請の手続	4
(1)	申請資格	4
(2)	申請書類	5
(3)	質問事項の受付	7
(4)	現地説明会	7
(5)	留意事項	7
4	指定管理者の指定	8
(1)	指定管理者の指定方法	8
(2)	指定管理者候補者の選定	8
(3)	選定に当たっての審査基準	9
(4)	審査の主なポイント	9
5	指定管理者指定後の手続	9
(1)	協定の締結	9
(2)	協定で定める事項	9
(3)	その他	10
6	スケジュール	10
7	問い合わせ先	11
	・ 指定管理者指定申請書の提出書類様式集	12

名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）及び名護市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例（令和3年6月議会上程）第7条に基づき、名護市の公の施設である名護市緑風放課後児童健全育成施設（以下「緑風放課後児童クラブ」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、以下のとおり指定管理者の募集を行います。※令和3年6月議会において、名護市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例が議決されることを前提とした手続となっております。

1 施設の概要

(1) 施設の設置目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後の育成及び指導をすることにより、児童の健全育成を図り、また、放課後児童クラブの公的施設活用促進をとおり、保護者の負担の軽減と児童の安心・安全な放課後の居場所の確保をするため、放課後児童クラブを設置します。

(2) 施設の名称 名護市緑風放課後児童健全育成施設

(3) 施設の所在地 名護市字汀間122番地

(4) 施設の規模・構造等

① 建築年月 令和3年6月

② 施設面積 120㎡

③ 構造・規模 鉄筋コンクリート造 1階建て

(5) 施設平面図 別紙1

2 管理の基本的事項

(1) 管理基準

① 開館時間及び休館日

名護市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例施行規則（作成中）の規定に基づき、開館時間及び休館日は、次のとおりとなります。ただし、特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館とすることができます。なお、補助金の要件として年250日以上の開所が必要になるので、開所日数は令和3年4月1日から令和4年3月31日で試算してください。

開館時間	平日：学校の下校時から午後7時まで 学校の休業日（夏期、冬期、学年始、学年末等の休業期間を含む。）：午前7時30分から午後7時まで
休館日	原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び慰霊の日 12月29日から翌年の1月3日までの日

② 施設の利用対象者

施設を利用できる者は名護市内に住所を有する児童であって、その保護者が就労等によって、昼間家庭にいない児童とします。

③ 名護市個人情報保護条例の適用

指定管理者には、名護市個人情報保護条例（平成13年条例第28号）第11条の2の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、名護市と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、名護市と締結する協定において、名護市から利用者に関する個人情報の開示の請求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

④ 指定管理者の情報公開

指定管理者には、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第11条の規定のとおり、指定管理者は、自己が管理する公の施設に関し保有する文書の公開の努力義務が課せられるほか、後日、名護市と締結する協定において、管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

⑤ 名護市行政手続条例の適用

指定管理者は、名護市行政手続条例（平成9年条例第14号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

⑥ 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めていただきます。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めていただきます。

⑦ その他

ア 管理業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則等の規定を遵守すること。

イ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

ウ 管理業務を行うに当たっては、再委託、物品の調達等を行う場合は、名護市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者の行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細は、別紙「名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

① 施設の維持管理に関する業務

② 施設における事業の計画及び実施に関する業務

③ 施設の使用承認（放課後児童健全育成事業に限る。）等に関する業務

④ 上記①から③までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 利用料金に関する事項

① 利用料金制度

緑風放課後児童クラブにおいては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む）

) が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、名護市が条例で定める額を上限として、指定管理者が名護市の承認を得て定めることができます。

② 減免・還付

指定管理者は、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金を還付することができます。減免及び還付は、名護市緑風放課後児童健全育成施設業務仕様書に定めるところにより行うこととします。

③ 前受金の引継

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は名護市に引き継ぐこととします。

(4) 管理に要する経費

① 利用料金の設定

名護市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例第4条により施設の使用料は、同条例別表のとおり設定されていますので、当該使用料の範囲内で利用料金を設定します。なお、利用料金は指定管理者の収入となります。

② 補助金

緑風放課後児童クラブの管理運営に要する経費（上記(2)の①から④までに係る経費）は、利用料金その他収入及び名護市が交付する名護市放課後児童健全育成事業補助金をもって充てるものとします。

③ 会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、指定管理に係る経費については、団体等自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の公の施設の指定管理者の指定も受ける場合は、それぞれ別の口座で管理する必要があります。

④ 施設の修繕・改修工事

管理経費内の施設修繕・改修工事を行う場合、事前に市と協議を行った上で実施してください。

⑤ 備品の帰属

現在、市の備品となっているものの買換えについては、市と指定管理者の協議のうえ、決定します。なお、指定管理者が備品を持ち込むことも可能です。

(5) 指定期間

指定期間は、令和3年9月1日から令和6年3月31日まで（2年7月間）を予定しています。

ただし、管理をすることが適当でないとするときは、名護市公の施設の管理に関する基本条例第10条第1項の規定により指定を取り消すことがあります。

(6) 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	市
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
②施設の維持管理	○	
③安全衛生管理	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤事故、火災による施設損傷の回復	(△)	○
⑥施設利用者の被災に対する責任	(△)	○
⑦施設の火災共済保険の加入		○
⑧賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	○	
⑨包括的な責任		○

※（△）は指定管理者の責めに帰す場合

(7) その他の指定管理者の役割

- ① 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、緑風放課後児童クラブを常に良好な状態に管理する義務を負います。
- ② 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市長に報告をしなければなりません。

(8) 指定管理業務が継続困難になった場合の措置

- ① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市長に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市長は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善計画の提出及びその実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときには、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。

- ③ 指定管理者が市長の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市長は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ④ 上記②又は③により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。
- ⑤ 市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

3 申請の手続

(1) 申請資格

次の各号の全てに該当する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- ① 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる団体であること。
- ② 団体で、当該団体又はその代表者が次の事項に該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
- ウ 国税及び地方税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 会社更生法及び民事再生法等の手続中である者

③ 放課後児童支援員資格を有するものが1人以上いること。

④ グループによる申請

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により申請することができます。単独で申請した団体は、同一施設のグループによる申請の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に申請することはできません。

イ グループで申請する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで申請する場合は、各構成団体は単独で申請する場合と同様に申請資格が必要となります。

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

① 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（別紙様式第1号）

※グループで応募する場合、上記の申請書、グループ応募構成書（様式1-2）、責任分担等を明示したグループ構成協定書等（自由様式）及び該当する書類については各構成団体分も提出してください。

イ (1)の申請資格②に該当しない旨の誓約書（別紙様式第2号）

ウ 団体の概要調書（別紙様式第3号）

エ 団体の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類

オ 団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類

カ 団体の決算関係書類（過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）

キ 団体の予算関係書類（今後3か年分の事業計画書、収支予算書又はこれらに準ずる書類）

ク 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

ケ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（過去3か年分）

コ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

サ 緑風放課後児童クラブの管理運営に係る事業計画

以下の項目について、緑風放課後児童クラブの設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。

(ア) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

緑風放課後児童クラブを管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運

営の方針など)を記述してください。

(イ) サービス等を向上させるための方策

(ア)の基本方針を受けて、緑風放課後児童クラブの利用者に対する具体的なサービス向上及び稼働率の向上について、利用者等のニーズの把握及び実現策などについて提案してください。

(ウ) 施設・設備の維持管理計画

利用者に快適に、また、安全に利用してもらうための、清掃や設備の保守点検、警備など維持管理計画について提案してください。

(エ) 管理執行体制

管理運営に当たっての人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方について提案してください。

(オ) 個人に関する情報の取扱いについての基本方針

緑風放課後児童クラブを管理運営していく過程において、緑風放課後児童クラブを利用される市民の方々の個人に関する情報の保護、適正な管理が要求されます。その取扱いについての情報管理体制や基本的な方針について提案してください。

(カ) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

サービス業として緑風放課後児童クラブを運営していく以上、緑風放課後児童クラブを利用される市民の方々からの苦情や不満、トラブルに対して、解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。

(キ) 危機管理に対する方針について

多くの市民が集う場所である以上、防犯や防災その他緊急時の対応などについて、十分に対応できる体制が必要です。その基本的な方針について提案してください。

(ク) 環境への配慮について

緑風放課後児童クラブの管理運営に当たっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に努める必要があります。それらの取組みを進めるに当たっての基本的方針や体制整備について提案してください。

(ケ) その他の提案

上記以外で、緑風放課後児童クラブの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

シ 自主事業の実施計画書

指定管理者は、自らの提案により、緑風放課後児童クラブを利用して行う自主興行等の自主事業を実施することができます。

・自主興行等の企画・実施

ス 行政財産の目的外使用について

原則として施設の設置目的以外の使用は認められません。

セ 緑風放課後児童クラブの管理運営に係る指定期間内の収支予算案

市からの指定管理に係る管理運営の必要経費及び収入額について算出し、提案してください。

② 提出部数

全てのページに連番でページ番号を挿入し、正本1部と副本20部を提出

してください。ただし、副本は、正本を複写したものを可とするとともに、再複写ができるようにしてください。

③ 提出方法及び提出場所

申請書等は、必ず持参してください。事故防止のため郵便等での提出は受けませんので、ご了承ください。

【提出先】

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市役所（1階）こども家庭部子育て支援課子育て支援係
電話0980-53-1212（内線110）

④ 受付期間

令和3年6月28日(月)から7月12日(月)まで
(土・日・祝祭日を除く。)

午前8時30分から午後5時まで（直接持参）

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和3年6月21日(月)から6月30日(水)まで
午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く。)

② 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

・メールアドレス kosodatehien@city.nago.lg.jp

・FAX番号 0980-53-7825

③ 回答方法

回答は名護市公式ホームページ (<http://www.city.nago.okinawa.jp/>) において、次の期日に公表しますので確認してください。（質問者名は公表しません。）

・令和3年6月21日(月)から7月5日(月)まで

※ 募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による質問回答は一切行いません。

(4) 現地説明会

緑風放課後児童クラブにおいて、次のとおり現地説明会を実施します。参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（別紙様式第5号）に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXで申し込んでください。参加人数は団体につき3名以内とさせていただきます。

・メールアドレス kosodatehien@city.nago.lg.jp

・FAX番号 0980-53-7825

① 申込期限 令和3年6月24日(木)午後5時まで

② 開催日時 令和3年6月28日(月)午後2時から

③ 説明場所 緑風放課後児童クラブ

(5) 留意事項

① 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したもの

とみなします。

② 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件申請について個人的な接触を禁じます。

③ 申請内容の変更禁止

提出された書類の内容は、原則として変更することはできません。ただし、本市が軽微な修正と認めるものは、修正できるものとします。

④ 虚偽の記載をした場合の取扱

申請書類に虚偽の内容があった場合は、失格とします。

⑤ 申請の辞退

申請受付後に辞退（様式任意）する場合は、辞退届出を提出してください。

⑥ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

⑦ 提供書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

⑧ 情報公開

申請の際、提出した関係書類は全て行政文書となることから、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなります。

⑨ 法人税等

団体に係る市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、名護市税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

4 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、名護市議会の議決を経て、名護市長が指定します。なお、指定後速やかに告示を行います。

(2) 指定管理者候補者の選定

① 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、名護市指定管理者選定委員会にて提出された申請書の書類審査及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行い、「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者として選定します。なお、審査の結果、候補者なしとする場合があります。また、選定委員会の会議は非公開とします。

プレゼンテーションの詳細については後日お知らせ致します。

② 選定結果のお知らせ

審査・選定の結果は、令和3年7月21日（水）頃までに全ての申請者全員に文書で通知します。なお、都合により遅延する場合は、その旨を文書でお知らせします。なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申し立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

③ 指定候補者の順位

審査結果の指定順位は、指定候補者順位第1位（必要がある場合は第2位

まで)を決定します。第1位順位者は、指定管理者候補者の取扱いになりますが、協議により指定の合意に達しなかった場合、又は指定後に取消しとなった場合は、あらかじめ第2位順位者を決定していたときは、第2位順位者と協議を行い指定管理者の候補者とします。

④ 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、名護市議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。また、指定管理者の指定をうけられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(3) 選定に当たっての審査基準

- ① 市民の平等な施設の利用を確保することができるものであること。
- ② 関係する法令の規定を遵守し、確保することができるものであること。
- ③ 緑風放課後児童クラブの設置目的を効率的に達成し、効果的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 緑風放課後児童クラブの管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(4) 審査の主なポイント

指定管理者候補者の選定は、「(別紙2)名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者選定委員会 審査表」に基づく評価方式により行います。

5 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議を行い、協定を締結します。

協定締結は、指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び令和3年度(令和3年9月1日から令和4年3月31日まで)の実施事項を定めた「年度協定」を令和3年9月1日付けで締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 名護市が支払うべき管理費用に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告及びモニタリングに関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ク 施設内での事故発生時の対応、名護市への報告等に関する事項
- ケ 指定管理者が名護市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- コ 指定管理者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- サ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項

- シ 情報公開に関する事項
- ス 名護市行政手続条例の適用に関する事項
- セ リスク分担に関する事項
- ソ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- タ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- チ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- ツ 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項
- テ 指定期間満了等に伴う引継義務に関する事項
- ト 協定の改定に関する事項
- ナ その他名護市が必要と認める事項

(3) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

また、指定管理者の議決について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、緑風放課後児童クラブに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

6 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは次のとおりです。

- 令和3年 6月11日（金）募集要項配布開始
- 6月21日（月）質問受付開始
- 6月28日（月）申請の受付
- 6月28日（月）現地説明会
- 6月30日（水）質問事項受付締切
- 7月 5日（月）質問事項に対する回答
- 7月12日（月）申請受付締切
- 7月16日（金）審査(指定管理者候補の選定)及びプレゼンテーション
- 7月21日頃 審査結果報告（申請者へ）
- 8月指定管理者の議決（市議会8月臨時会）
- ・指定管理者の指定告示
 - ・指定管理者指定通知書（指定管理者へ）
 - ・指定管理者選定終了通知書（指定管理者を除く申請団体へ）
- 令和3年8月 協定書の内容についての協議（事前協議を含む。）
- 9月1日 協定書の締結及び指定管理者による運営の開始

7 問い合わせ先

名護市こども家庭部子育て支援課 子育て支援係

所在地 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話 0980-53-1212 (内線110)

FAX 0980-53-7825

様式1-2 (募集要項3-(2)-ア関係)

名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者グループ申請構成書

令和 年 月 日

名護市長 殿

名護市緑風放課後児童健全育成施設の指定管理者として、公募に参加するに当たり募集要項に基づき、下記団体はグループを構成し申請したいので、名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者応募申請書と併せてグループ申請構成書を添えて申し込めます。

・代表団体

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____ 担当者 _____

・構成団体

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____ 担当者 _____

・構成団体

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____ 担当者 _____

・構成団体

住 所 _____
団 体 名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____ 担当者 _____

誓 約 書

名護市長 殿

令和 年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名

⑩

名護市緑風放課後児童健全育成施設指定管理者申請を行うに当たり、下記事項について真実に相違ありません。

記

- 1 指定管理者募集要項の3（申請の手続）の(1)（申請資格）の資格要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

任意様式（募集要項 3-(3)関係）

募集要項の内容等に関する質問書（No. ）

令和 年 月 日

団 体 名	
所 在 地	
担 当 者 指 名	
所 属 ・ 職 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	

質問事項（該当する資料名及びページを記載）
質問内容

※質問事項は、この用紙1枚につき、1件を記入すること。

任意様式（募集要項 3-(5)-⑤関係）

辞 退 届

令和 年 月 日

名護市長 殿

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印
	担当者指名	
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

令和 年 月 日付けで名護市緑風放課後児童健全育成施設に係る指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退いたします。

1 辞退理由

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

名護市長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者氏名 印
担当者指名
連絡先 電話番号
FAX番号
電子メール

名護市緑風放課後児童健全育成施設の指定管理者の公募説明会に参加を申し込みます。

名護市こども家庭部子育て支援課 あて